

改正後

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

昭和四十一年五月十日

規則第二十五号

| | | | | | |
|----|----------------|----------|----------|----------|-------|
| 改正 | 昭和四四年 | 九月一六日規則第 | 昭和四八年 | 三月 | 九日規則第 |
| | 七五号 | | 九号 | | |
| | 昭和四九年 | 七月三〇日規則第 | 昭和五〇年 | 九月 | 九日規則第 |
| | 五四号 | | 五五号 | | |
| | 昭和五三年 | 四月 一日規則第 | 昭和五五年 | 七月 | 一日規則第 |
| | 一八号 | | 四一号の二 | | |
| | 昭和五七年 | 六月二九日規則第 | 昭和五八年 | 八月 | 五日規則第 |
| | 四五号 | | 六八号 | | |
| | 昭和六三年 | 三月三一日規則第 | 昭和六三年 | 七月 | 一日規則第 |
| | 二一号 | | 五五号 | | |
| | 平成 元年一二月二二日規則第 | 平成 七年 | 八月二五日規則第 | | |
| | 一〇八号 | | 七四号 | | |
| | 平成 七年一〇月二〇日規則第 | 平成 九年 | 三月三一日規則第 | | |
| | 八六号 | | 二九号 | | |
| | 平成一二年 | 三月三一日規則第 | 平成一四年 | 三月二九日規則第 | |
| | 一一一号 | | 三二号 | | |
| | 平成一四年 | 六月二八日規則第 | 平成一五年 | 三月三一日規則第 | |
| | 六六号 | | 五三号 | | |
| | 平成一六年 | 四月 一日規則第 | 平成一八年 | 四月二八日規則第 | |
| | 七六号 | | 九一号 | | |
| | 平成一九年 | 三月三〇日規則第 | 平成二〇年 | 九月一九日規則第 | |
| | 五八号 | | 六九号 | | |
| | 平成二三年 | 三月 一日規則第 | 平成二五年 | 三月二九日規則第 | |
| | 七号 | | 五一号 | | |
| | 平成二六年 | 三月三一日規則第 | 平成二七年一二月 | 四日規則第 | |
| | 二九号 | | 六七号 | | |
| | 平成二八年 | 九月三〇日規則第 | 平成二九年 | 九月一九日規則第 | |
| | 六九号 | | 四一号 | | |

改正前

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

昭和四十一年五月十日

規則第二十五号

| | | | | | |
|----|----------------|----------|----------|----------|-------|
| 改正 | 昭和四四年 | 九月一六日規則第 | 昭和四八年 | 三月 | 九日規則第 |
| | 七五号 | | 九号 | | |
| | 昭和四九年 | 七月三〇日規則第 | 昭和五〇年 | 九月 | 九日規則第 |
| | 五四号 | | 五五号 | | |
| | 昭和五三年 | 四月 一日規則第 | 昭和五五年 | 七月 | 一日規則第 |
| | 一八号 | | 四一号の二 | | |
| | 昭和五七年 | 六月二九日規則第 | 昭和五八年 | 八月 | 五日規則第 |
| | 四五号 | | 六八号 | | |
| | 昭和六三年 | 三月三一日規則第 | 昭和六三年 | 七月 | 一日規則第 |
| | 二一号 | | 五五号 | | |
| | 平成 元年一二月二二日規則第 | 平成 七年 | 八月二五日規則第 | | |
| | 一〇八号 | | 七四号 | | |
| | 平成 七年一〇月二〇日規則第 | 平成 九年 | 三月三一日規則第 | | |
| | 八六号 | | 二九号 | | |
| | 平成一二年 | 三月三一日規則第 | 平成一四年 | 三月二九日規則第 | |
| | 一一一号 | | 三二号 | | |
| | 平成一四年 | 六月二八日規則第 | 平成一五年 | 三月三一日規則第 | |
| | 六六号 | | 五三号 | | |
| | 平成一六年 | 四月 一日規則第 | 平成一八年 | 四月二八日規則第 | |
| | 七六号 | | 九一号 | | |
| | 平成一九年 | 三月三〇日規則第 | 平成二〇年 | 九月一九日規則第 | |
| | 五八号 | | 六九号 | | |
| | 平成二三年 | 三月 一日規則第 | 平成二五年 | 三月二九日規則第 | |
| | 七号 | | 五一号 | | |
| | 平成二六年 | 三月三一日規則第 | 平成二七年一二月 | 四日規則第 | |
| | 二九号 | | 六七号 | | |
| | 平成二八年 | 九月三〇日規則第 | 平成二九年 | 九月一九日規則第 | |
| | 六九号 | | 四一号 | | |

令和 元年 八月三〇日規則第令和 三年 三月三十一日規則第
九号 一六号

令和 五年 三月三十一日規則第
二〇号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
題名改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「施行令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・八六号〕

(診察及び保護の申請書)

第二条 法第二十二條第二項に規定する申請書は、別記第一号様式とする。

一部改正〔平成二六年規則二九号〕

(退院申出の届出)

第三条 法第二十六條の二の規定による精神科病院の管理者の届出は、措置症状ある入院者の退院届（別記第二号様式）を提出して行わなければならない。
一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

第四条 削除

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一五年五三号・一八年九一号・二六年二九号〕

(指定医による診察の命令)

第五条 知事は、法第二十七條第一項若しくは第二項、第二十九條の二第一項、第三十四條第一項若しくは第三項又は第三十八條の六第一項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせようとするとき

令和 元年 八月三〇日規則第令和 三年 三月三十一日規則第
九号 一六号

令和 五年 三月三十一日規則第
二〇号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
題名改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）の施行に関し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号。以下「施行令」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・八六号〕

(診察及び保護の申請書)

第二条 法第二十二條第二項に規定する申請書は、別記第一号様式とする。

一部改正〔平成二六年規則二九号〕

(退院申出の届出)

第三条 法第二十六條の二の規定による精神科病院の管理者の届出は、措置症状ある入院者の退院届（別記第二号様式）を提出して行わなければならない。
一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

(調査)

第四条 保健所長は、法第二十二條第一項の規定による診察及び保護の申請、法第二十三條の規定による警察官の通報、法第二十六條の二の規定による退院の申出の届出又は法第二十六條の三の規定による指定通院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長の通報を受理したときは、直ちに、その申請、通報又は届出に係る者について診察の必要があるかどうかを調査し、その結果を速やかに知事に報告しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一五年五三号・一八年九一号・二六年二九号〕

(指定医による診察の命令)

第五条 知事は、法第二十七條第一項若しくは第二項、第二十九條の二第一項、第三十四條第一項若しくは第三項又は第三十八條の六第一項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせようとするとき

は、指定医による診察命令書（別記第三号様式）を当該指定医に交付するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一二年一一号〕
（診断書の提出）

第六条 指定医は、前条に規定する診察を終えたときは、その結果に基づき診断書を作成し、速やかに、これを知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一二年一一号〕

（入院措置の解除）

第七条 知事は、法第二十九条の四第一項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、入院措置解除通知書（別記第四号様式）によりその者及びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・一五年五三三号・一九年五八号・二六年二九号〕

（措置入院者の症状消退届）

第八条 法第二十九条の五の規定による届出は、措置入院者の症状消退届（別記第五号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五五号〕

（入院費用の徴収）

第九条 知事は、法第三十一条の規定により、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定による入院（以下「入院措置」という。）に要した費用（以下「入院費用」という。）を精神障害者、その配偶者又は扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から徴収する。

2 入院費用の徴収額は、精神障害者、その配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者の入院措置のあつた月の属する年度（当該入院措置のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額が次の表の上欄に掲げる額となる場合において、一月につき、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

| 所得割の額の合算額 | 費用の徴収額 |
|------------|-------------------|
| 五六四、〇〇〇円以下 | 〇円 |
| 五六四、〇〇〇円以上 | 二〇、〇〇〇円。ただし、入院措置に |

は、指定医による診察命令書（別記第三号様式）を当該指定医に交付するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一二年一一号〕
（診断書の提出）

第六条 指定医は、前条に規定する診察を終えたときは、その結果に基づき診断書を作成し、速やかに、これを知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一二年一一号〕

（入院措置の解除）

第七条 知事は、法第二十九条の四第一項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、入院措置解除通知書（別記第四号様式）によりその者及びその者を入院させている精神科病院又は指定病院の管理者に通知するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成七年七四号・一五年五三三号・一九年五八号・二六年二九号〕

（措置入院者の症状消退届）

第八条 法第二十九条の五の規定による届出は、措置入院者の症状消退届（別記第五号様式）を提出して行わなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五五号〕

（入院費用の徴収）

第九条 知事は、法第三十一条の規定により、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定による入院（以下「入院措置」という。）に要した費用（以下「入院費用」という。）を精神障害者、その配偶者又は扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から徴収する。

2 入院費用の徴収額は、精神障害者、その配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者の入院措置のあつた月の属する年度（当該入院措置のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）（以下「所得割」という。）の額を合算した額が次の表の上欄に掲げる額となる場合において、一月につき、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

| 所得割の額の合算額 | 費用の徴収額 |
|------------|-------------------|
| 五六四、〇〇〇円以下 | 〇円 |
| 五六四、〇〇〇円以上 | 二〇、〇〇〇円。ただし、入院措置に |

要した費用の額から、他の法律により
給付を受けることができる額（法第三
十条の二に規定する他の法律による
給付の額をいう。）を控除して得た額
が二〇、〇〇〇円に満たないときは、
その額

3 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 月の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における第二項の表の適用については、同表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは「二〇、〇〇〇円をその月の日数で除して得た額にその月における入院措置の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 知事は、入院措置に係る精神障害者又はその者の属する世帯に属する者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の徴収を行わないものとする。

6 知事は、費用を負担すべき精神障害者、配偶者又はその扶養義務者が災害

要した費用の額から、他の法律により
給付を受けることができる額（法第三
十条の二に規定する他の法律による
給付の額をいう。）を控除して得た額
が二〇、〇〇〇円に満たないときは、
その額

3 所得割の額の算定は、地方税法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（十六歳未満の者に限る。以下この項において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下この項において「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

二 当該精神障害者又はその配偶者若しくは当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

4 月の途中で入院措置を開始し、又は終了する場合における第二項の表の適用については、同表中「二〇、〇〇〇円」とあるのは「二〇、〇〇〇円をその月の日数で除して得た額にその月における入院措置の日数を乗じて得た額」とする。この場合において、一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 知事は、入院措置に係る精神障害者又はその者の属する世帯に属する者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けているときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の徴収を行わないものとする。

6 知事は、費用を負担すべき精神障害者、配偶者又はその扶養義務者が災害

その他やむを得ない事情によりその費用を負担することが困難であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成七年七四号・二〇年六九号・二六年二九号・令和元年九号・三年一六号〕

第十条から第十二条まで 削除

〔平成一九年規則五八号〕

(医療保護入院の届出)

第十三条 法第三十三條第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。

一 法第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採つた場合 医療保

護入院者の入院届(別記第十号様式)

二 法第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採ろうとする場合に

おいて同条第三項後段の規定による措置を採つた場合 特定医師による医

療保護入院者の入院届(別記第十号様式の三)

三 法第三十三條第六項の規定による入院の期間の更新をした場合 医療保

護入院者の入院期間更新届(別記第十号様式の四)

全部改正〔平成一九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二

九号・令和五年二〇号〕

(医療保護入院者の退院の届出)

第十三條の二 法第三十三條の二の規定による届出は、医療保護入院者の退院
届(別記第十号様式の五)を提出して行わなければならない。

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕

(応急入院の届出)

第十三條の三 法第三十三條の六第五項の規定による届出は、同条第一項の規
定による措置を採つた場合にあっては応急入院届(別記第十号様式の六)を、

同条第二項後段の規定による措置を採つた場合にあっては特定医師による応

急入院届(別記第十号様式の七)を提出して行わなければならない。

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号・

二六年二九号〕

第十三條の四 削除

〔平成一二年規則一一一号〕

(定期の報告)

その他やむを得ない事情によりその費用を負担することが困難であると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、入院費用の全部又は一部を免除することができる。

一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成七年七四号・二〇年六九号・二六年二九号・令和元年九号・三年一六号〕

第十条から第十二条まで 削除

〔平成一九年規則五八号〕

(医療保護入院の届出)

第十三條 法第三十三條第七項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める届出書を提出して行わなければならない。

一 法第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採つた場合 医療保

護入院者の入院届(別記第十号様式)

二 法第三十三條第一項又は第二項の規定による措置を採ろうとする場合に

おいて同条第三項後段の規定による措置を採つた場合 特定医師による医

療保護入院者(第三十三條第一項又は第二項)の入院届(別記第十号様式

の三)

全部改正〔平成一九年規則五八号〕、一部改正〔平成二六年規則二

九号・令和五年二〇号〕

(医療保護入院者の退院の届出)

第十三條の二 法第三十三條の二の規定による届出は、医療保護入院者の退院
届(別記第十号様式の五)を提出して行わなければならない。

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕

(応急入院の届出)

第十三條の三 法第三十三條の七第五項の規定による届出は、同条第一項の規
定による措置を採つた場合にあっては応急入院届(別記第十号様式の六)を、

同条第二項後段の規定による措置を採つた場合にあっては特定医師による応

急入院届(別記第十号様式の七)を提出して行わなければならない。

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号・

二六年二九号〕

第十三條の四 削除

〔平成一二年規則一一一号〕

(定期の報告)

第十三条の五 法第三十八条の二第一項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（別記第十号様式の八）を提出して行わなければならない。
（削る。）

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕

（無断退去者の届出）

第十四条 精神科病院の管理者は、法第三十九条第一項の規定により警察署長に探索を求めたときは、速やかに、無断退去届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出に係る者が帰院したときは、帰院届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。
一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

（仮退院許可申請）

第十五条 精神科病院又は指定病院の管理者は、法第四十条の規定により措置入院者を仮退院させようとするときは、仮退院許可申請書（別記第十三号様式）を提出しなければならない。
一部改正〔平成一九年規則五八号〕

（再入院の届出）

第十六条 精神科病院又は指定病院の管理者は、前条の規定により仮退院させた者を再び入院させ、治療する必要があると認めるときは、再入院届（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。
一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成一九年五八号〕

第十七条 削除

〔平成二六年規則二九号〕

（手帳の交付申請）

第十八条 法第四十五条第一項及び施行令第九条第一項の規定による申請は、障害者手帳交付申請書（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、通知書（別記第十七号様式）によるものとする。

3 施行規則第二十三条第二項第一号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（別記第十八号様式）とする。

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号〕

第十三条の五 法第三十八条の二第一項の規定による報告は、措置入院者の定期病状報告書（別記第十号様式の八）を提出して行わなければならない。
2 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項の規定による報告は、医療保護入院者の定期病状報告書（別記第十号様式の九）を提出して行わなければならない。

追加〔昭和六三年規則五五号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕

（無断退去者の届出）

第十四条 精神科病院の管理者は、法第三十九条第一項の規定により警察署長に探索を求めたときは、速やかに、無断退去届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 精神科病院の管理者は、前項の規定による届出に係る者が帰院したときは、帰院届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。
一部改正〔昭和六三年規則五五号・平成一九年五八号〕

（仮退院許可申請）

第十五条 精神科病院又は指定病院の管理者は、法第四十条の規定により措置入院者を仮退院させようとするときは、仮退院許可申請書（別記第十三号様式）を提出しなければならない。
一部改正〔平成一九年規則五八号〕

（再入院の届出）

第十六条 精神科病院又は指定病院の管理者は、前条の規定により仮退院させた者を再び入院させ、治療する必要があると認めるときは、再入院届（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。
一部改正〔昭和四四年規則七五号・平成一九年五八号〕

第十七条 削除

〔平成二六年規則二九号〕

（手帳の交付申請）

第十八条 法第四十五条第一項及び施行令第九条第一項の規定による申請は、障害者手帳交付申請書（別記第十六号様式）を提出して行わなければならない。

2 法第四十五条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、通知書（別記第十七号様式）によるものとする。

3 施行規則第二十三条第二項第一号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（別記第十八号様式）とする。

追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号〕

| | |
|--|--|
| <p>一五年五三三号・一九年五八号・二六年二九号・令和五年二〇号) (手帳の記載事項変更届)</p> <p>第十九条 施行令第七条第二項及び第四項の規定による届出は、障害者手帳記載事項変更届(別記第十九号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号・一九年五八号〕</p> <p>(手帳の再交付申請)</p> | <p>一五年五三三号・一九年五八号・二六年二九号・令和五年二〇号) (手帳の記載事項変更届)</p> <p>第十九条 施行令第七条第二項及び第四項の規定による届出は、障害者手帳記載事項変更届(別記第十九号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成二二年規則一一一号・一九年五八号〕</p> <p>(手帳の再交付申請)</p> |
| <p>第二十条 施行令第十条第一項の規定による申請は、障害者手帳再交付申請書(別記第二十号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一五年規則五三三号・一九年五八号〕</p> <p>(手帳の返還)</p> <p>第二十条の二 施行令第十条第二項及び第十條の二第一項の規定による障害者手帳の返還は、障害者手帳返還届(別記第二十一号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成一五年規則五三三号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕(点字による申請等)</p> | <p>第二十条 施行令第十条第一項の規定による申請は、障害者手帳再交付申請書(別記第二十号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成七年規則八六号〕、一部改正〔平成一五年規則五三三号・一九年五八号〕</p> <p>(手帳の返還)</p> <p>第二十条の二 施行令第十条第二項及び第十條の二第一項の規定による障害者手帳の返還は、障害者手帳返還届(別記第二十一号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>追加〔平成一五年規則五三三号〕、一部改正〔平成一九年規則五八号〕(点字による申請等)</p> |
| <p>第二十一条 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十条の二の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。</p> <p>追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一五年規則五三三号・一九年五八号〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県精神衛生法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第七十八号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。</p> <p>3 この規則の施行の際、旧規則に基づいてなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>附 則 (昭和四十四年九月十六日規則第七十五号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十八年三月九日規則第九号)</p> <p>この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十九年七月三十日規則第五十四号)</p> | <p>第二十一条 第十八条第一項、第十九条、第二十条及び第二十条の二の規定にかかわらず、視覚障害者は、これらの規定に規定する申請書等に代えて当該申請書等の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。</p> <p>追加〔平成九年規則二九号〕、一部改正〔平成一五年規則五三三号・一九年五八号〕</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県精神衛生法施行細則(昭和二十六年千葉県規則第七十八号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。</p> <p>3 この規則の施行の際、旧規則に基づいてなされた申請、届出その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。</p> <p>附 則 (昭和四十四年九月十六日規則第七十五号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十八年三月九日規則第九号)</p> <p>この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四十九年七月三十日規則第五十四号)</p> |

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。

附 則 (昭和五十年九月九日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年七月一日規則第四十一号の二)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十五年七月一日(以下「施行日」という。)以降引き続き入院している措置入院者に係る入院費用の徴収であつて、改正前の精神衛生法施行細則(昭和四十一年千葉県規則第二十五号)別表の規定を適用した場合に当該措置入院者に係る費用徴収月額がその者の入院費用の月額の一部に相当するものであるものに係る改正後の精神衛生法施行細則別表の規定の適用については、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年六月二十九日規則第四十五号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年七月一日(以下「施行日」という。)以降引き続き入院している措置入院者に係る入院費用の徴収については、施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年八月五日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年七月一日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年十二月二十二日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年八月二十五日規則第七十四号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の精神保健及び精神障害者福祉

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。

附 則 (昭和五十年九月九日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十五年七月一日規則第四十一号の二)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十五年七月一日(以下「施行日」という。)以降引き続き入院している措置入院者に係る入院費用の徴収であつて、改正前の精神衛生法施行細則(昭和四十一年千葉県規則第二十五号)別表の規定を適用した場合に当該措置入院者に係る費用徴収月額がその者の入院費用の月額の一部に相当するものであるものに係る改正後の精神衛生法施行細則別表の規定の適用については、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十七年六月二十九日規則第四十五号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十七年七月一日(以下「施行日」という。)以降引き続き入院している措置入院者に係る入院費用の徴収については、施行日から昭和五十八年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年八月五日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年七月一日規則第五十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年十二月二十二日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年八月二十五日規則第七十四号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の精神保健及び精神障害者福祉

に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）第九条の規定は、平成七年七月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則第九条の規定は、平成七年七月一日以後の入院措置に係る入院費用の徴収について適用し、同日前の入院措置に係る入院費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正）

4 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十五号中「精神保健法施行細則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」に改める。

附 則（平成七年十月二十日規則第八十六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正）

3 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十五号中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十一条の二第一項の規定による申請

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第百十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施

に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）第九条の規定は、平成七年七月一日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則第九条の規定は、平成七年七月一日以後の入院措置に係る入院費用の徴収について適用し、同日前の入院措置に係る入院費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正）

4 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十五号中「精神保健法施行細則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」に改める。

附 則（平成七年十月二十日規則第八十六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正）

3 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則（昭和六十三年千葉県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十五号中へをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第十一条の二第一項の規定による申請

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第百十一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施

| | |
|---|---|
| <p>行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十四年三月二十九日規則第三十二号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十四年六月二十八日規則第六十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月三十一日規則第五十三号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十六年四月一日規則第七十六号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十八年四月二十八日規則第九十一号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十九年三月三十日規則第五十八号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> | <p>行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十四年三月二十九日規則第三十二号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十四年六月二十八日規則第六十六号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十五年三月三十一日規則第五十三号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十六年四月一日規則第七十六号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成十八年四月二十八日規則第九十一号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成十九年三月三十日規則第五十八号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> |
| <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> | <p>2 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> |

3 (衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(昭和六十三年千葉県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十年九月十九日規則第六十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の表の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

(適用)

2 この規則(第九条第四項の改正規定に限る。)による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、平成二十年六月一日から適用する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十三年三月一日規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別記第十八号様式中「共同生活介護(ケアホーム)」を削る改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年三月三十一日規則第二十九号)

3 (衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部改正)
衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(昭和六十三年千葉県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十年九月十九日規則第六十九号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の表の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。

(適用)

2 この規則(第九条第四項の改正規定に限る。)による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、平成二十年六月一日から適用する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十三年三月一日規則第七号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別記第十八号様式中「共同生活介護(ケアホーム)」を削る改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。)の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成二十六年三月三十一日規則第二十九号)

| | |
|---|---|
| <p>1 (施行期日) この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第九条第四項の改正規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十七号) この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十八年九月三十日規則第六十九号)</p> | <p>1 (施行期日) この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第九条第四項の改正規定は、同年十月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十七年十二月四日規則第六十七号) この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二十八年九月三十日規則第六十九号)</p> |
| <p>1 (施行期日) この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十九年九月十九日規則第四十一号)</p> | <p>1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (令和元年八月三十日規則第九号)</p> |
| <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> | <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> |
| <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> | <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> |
| <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> | <p>1 (施行期日) この規則は、令和元年九月一日から施行する。</p> <p>2 (経過措置) この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条第一項又は同法第三十一条の規定により知事が入院に要する費用(以下「入院費用」という。)を徴収していない精神障害者、その配偶者又は扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹をいう。)のうち、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「新規則」という。)第九条の規定により入院費用を新たに徴収されることとな</p> |

るものの当該入院に係る入院費用の徴収額については、新規則第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年七月一日前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院に係る費用の徴収額の算定については、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第九条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第三号中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法」とする。

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記

第一号様式

（第二条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕

第二号様式

（第三条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕

第三号様式

（第五条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号〕

第四号様式

（第七条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号〕

第五号様式

（第八条）

るものの当該入院に係る入院費用の徴収額については、新規則第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日規則第十六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和三年七月一日前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定による入院に係る費用の徴収額の算定については、改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第九条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第三号中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方税法」とする。

3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第二十号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

別記

第一号様式

（第二条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕

第二号様式

（第三条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕

第三号様式

（第五条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号〕

第四号様式

（第七条）

一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号〕

第五号様式

（第八条）

| | |
|--|--|
| <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第六号様式から第九号様式まで 削除</p> <p>〔平成19年規則58号〕</p> <p>第十号様式</p> <p>(第十三条第一号)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の二 削除</p> <p>〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十号様式の三</p> <p>(第十三条第二号)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の四 削除</p> <p>〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十号様式の五</p> <p>(第十三条の二)</p> <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の六</p> <p>(第十三条の三)</p> <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の七</p> <p>(第十三条の三)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の八</p> <p>(第十三条の五第一項)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・29年41号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の九</p> <p>(第十三条の五第二項)</p> | <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第六号様式から第九号様式まで 削除</p> <p>〔平成19年規則58号〕</p> <p>第十号様式</p> <p>(第十三条第一号)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の二 削除</p> <p>〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十号様式の三</p> <p>(第十三条第二号)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の四 削除</p> <p>〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十号様式の五</p> <p>(第十三条の二)</p> <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の六</p> <p>(第十三条の三)</p> <p>全部改正〔平成14年規則32号〕、一部改正〔平成19年規則58号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の七</p> <p>(第十三条の三)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の八</p> <p>(第十三条の五第一項)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・29年41号・令和5年20号〕</p> <p>第十号様式の九</p> <p>(第十三条の五第二項)</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十一号様式 (第十四条第一項)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十二号様式 (第十四条第二項)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・令和5年20号〕</p> <p>第十三号様式 (第十五条)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・58年68号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十四号様式 (第十六条)</p> <p>一部改正〔昭和44年規則75号・53年18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十五号様式 削除 〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十六号様式 (第十八条第一項)</p> <p>全部改正〔平成28年規則69号〕、一部改正〔令和3年規則16号・5年20号〕</p> <p>第十七号様式 (第十八条第二項)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成27年規則67号〕</p> <p>第十八号様式 (第十八条第三項)</p> <p>全部改正〔平成23年規則7号〕、一部改正〔平成25年規則51号・26年29号〕</p> <p>第十九号様式 (第十九条)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5年20号〕</p> | <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成20年規則69号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十一号様式 (第十四条第一項)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十二号様式 (第十四条第二項)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・63年55号・平成7年74号・令和5年20号〕</p> <p>第十三号様式 (第十五条)</p> <p>一部改正〔昭和53年規則18号・58年68号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十四号様式 (第十六条)</p> <p>一部改正〔昭和44年規則75号・53年18号・63年55号・平成7年74号・26年29号・令和5年20号〕</p> <p>第十五号様式 削除 〔平成26年規則29号〕</p> <p>第十六号様式 (第十八条第一項)</p> <p>全部改正〔平成28年規則69号〕、一部改正〔令和3年規則16号・5年20号〕</p> <p>第十七号様式 (第十八条第二項)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成27年規則67号〕</p> <p>第十八号様式 (第十八条第三項)</p> <p>全部改正〔平成23年規則7号〕、一部改正〔平成25年規則51号・26年29号〕</p> <p>第十九号様式 (第十九条)</p> <p>全部改正〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5年20号〕</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>和5年20号]</p> <p>第二十号様式</p> <p>(第二十号)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5年20号〕</p> <p>第二十一号様式</p> <p>(第二十号の二)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕</p> | <p>和5年20号]</p> <p>第二十号様式</p> <p>(第二十号)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔平成28年規則69号・令和5年20号〕</p> <p>第二十一号様式</p> <p>(第二十号の二)</p> <p>追加〔平成19年規則58号〕、一部改正〔令和5年規則20号〕</p> |
|--|--|